

下関市マンション管理適正化支援法人の登録等に関する事
務取扱要綱

令和 8 年 8 月 1 8 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 1 2 年法律 1 4 9 号。以下「法」という。）第 5 条の 3 第 1 項の規定に基づくマンション管理適正化支援法人（以下「支援法人」という。）の登録等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録の申請)

第 2 条 法第 5 条の 3 第 1 項の規定による支援法人の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載したマンション管理適正化支援法人登録申請書（様式第 1 号）を市長に提出するものとする。

(1) 法人の名称又は商号、住所（主たる事務所の所在地）及び代表者の氏名

(2) 法第 5 条の 4 各号に規定する業務（以下「管理支援業務」という。）を市内において実際に行う事務所（支部、支店等）の名称及び所在地

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 定款

(2) 登記事項証明書

(3) 役員の氏名、住所及び略歴（生年月日、職歴等）を記載した書面

(4) 管理支援業務に関する計画書であって、次に掲げる事項を記載したもの

ア 支援法人として管理支援業務に従事させる職員の体制に関する事項

イ 管理支援業務を行おうとする地域と第 1 項第 2 号の事務所
の所在地に関する事項

ウ それぞれの管理支援業務の内容及び当該管理支援業務を
行うに当たっての具体的な方法に関する事項

(5) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載
した書面

(6) マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則
(平成 13 年国土交通省令第 110 号。以下「国土交通省
令」という。) 第 1 条の 2 に規定する会社の場合には、関係
会社(親会社、子会社及び関連会社)を明確に示す出資関係
図、グループ一覧及び各社の全業務内容を記載した書面

(7) これまでのマンションの管理又は再生に関する活動実績を
記載した書面

(8) マンション管理適正化支援法人登録申請に関する誓約書
(様式第 2 号)

(9) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表

(10) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書

(11) 前各号に掲げるもののほか、管理支援業務に関し参考とな
る書類

(支援法人の登録)

第 3 条 市長は、前条第 1 項の規定による申請書の提出があった
場合において、申請内容が次の各号のいずれにも該当すると認
めるときは、法第 5 条の 3 第 1 項の規定により、当該申請者を
支援法人として登録するものとする。

(1) 申請者が、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動
促進法(平成 10 年法律第 7 号) 第 2 条第 2 項に規定する特
定非営利活動法人又は国土交通省令第 1 条の 2 に規定する会
社であること。

- (2) 申請者の職員、業務の方法その他の事項についての管理支援業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足る経理的及び技術的な基礎を申請者が有すると認められること。
- (3) 個人に関する情報の適正な取扱いを確保するための措置その他管理支援業務を適正かつ確実に実施するために必要な措置が講じられていること。
- (4) 申請者が支援法人として行おうとする業務の方法が、管理支援業務として適切なものであること。
- (5) 第8条の規定により、登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配するものでないこと。
- (7) 役員のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。
- ア 未成年者（法定代理人がいない者又は法定代理人がイからカまでのいずれかに該当する者に限る。）
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - エ 心身の故障により業務を適正に執行することができない者（当該役員以外の役員によって管理支援業務を適正に執行することが可能であると見込まれる場合又は当該役員に代わる者を役員として速やかに選任する場合を除く。）
 - オ 暴力団員等
 - カ 法に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、

又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
(8) 第1号から前号までに定めるもののほか、申請者が、管理
支援業務を適正かつ確実に実施することができると認められ
ること。

2 前項の規定による登録の有効期間は、当該登録の日から起算して
3年とする。

3 市長は、申請者を支援法人として登録した場合は、マンション管
理適正化支援法人登録通知書（様式第3号）により当該申請者に通
知するものとする。

（申請内容の変更等）

第4条 支援法人は、第2条第1項の申請書に記載した同項各号
に掲げる事項の内容に変更が生じるときは、名称等変更届出書
（様式第4号）を市長に提出するものとする。

2 支援法人は、前条第2項に定める期間において、第2条第2
項各号に掲げる書類のいずれかの内容に変更があったときは、
マンション管理適正化支援法人登録申請書に係る添付書類変更
届（様式第5号）に、当該変更後の書類を添えて、これを市長
に提出するものとする。

（業務の休止又は廃止）

第5条 支援法人は、管理支援業務を休止し、又は廃止したとき
は、直ちに業務休廃止届出書（様式第6号）により市長に届出を
行うものとする。

（事業の報告）

第6条 支援法人は、事業年度の末日までに、翌事業年度の事業計
画書及び収支予算書を市長に提出するものとする。

2 支援法人は、事業年度が終了した後、遅滞なくその終了した事
業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を市長に提出す
るものとする。

(改善命令)

第7条 市長は、法第5条の8第2項の規定により、支援法人が管理支援業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その管理支援業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(登録の取消し)

第8条 市長は、法第5条の8第3項の規定に該当したとき又は支援法人が第3条第1項各号に掲げる要件に該当しないこととなったときは、同項の規定による登録を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により登録の取消しを行う場合は、登録取消書（様式第7号）により当該支援法人に通知するものとする。

(登録簿への記載及び公表)

第9条 市長は、第3条第1項の規定による登録をした場合は、法第5条の3第3項の規定により、同項各号に掲げる事項を支援法人登録簿（様式第8号）に記載するものとする。

2 市長は、第4条第1項の規定による変更の届出を受けた場合、第5条の規定による休止若しくは廃止の届出を受けた場合又は前条第1項の規定により登録の取消しを行った場合は、前項の規定による支援法人登録簿の記載を変更し、又は削除するものとする。

3 市長は、前2項の規定により支援法人登録簿に記載し、又は支援法人登録簿の記載を変更し、若しくは削除した場合は、その都度、当該記載又は記載の変更若しくは削除を行った後の支援法人登録簿を公表するものとする。

4 前項の規定による支援法人登録簿の公表をもって、法第5条の9の規定による公表とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、支援法人の登録等につい

て必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 8 月 1 8 日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

マンション管理適正化支援法人登録申請書

年 月 日

（宛先）下関市長

法人の名称又は商号

代表者の役職及び氏名

主たる事務所の所在地

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号）第 5 条の 3 第 1 項の規定によるマンション管理適正化支援法人の登録を受けたいので、下関市マンション管理適正化支援法人の登録等に関する事務取扱要綱第 2 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

なお、上記に記載した申請者の情報及び下記の 1 に掲げる内容に変更がある場合又は 2 に掲げる添付書類の内容に変更があった場合には、同要綱第 4 条の規定に基づき、当該変更に係る書類を下関市長宛て提出します。

記

1 管理支援業務を行う事務所について

名称：

所在地：

2 添付書類

(1) 定款

(2) 登記事項証明書

(3) 役員の氏名、住所及び略歴（生年月日、職歴等）を記載した書面

(4) 管理支援業務に関する計画書であって、次に掲げる事項を記載したもの

ア 支援法人として管理支援業務に従事させる職員の体制に関する事項

イ 管理支援業務を行おうとする地域と実際に管理支援業務を行う事務所の所在地に関する事項

ウ それぞれの管理支援業務の内容及び当該管理支援業務を行うに当たっての具体的な方法に関する事項

(5) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面

- (6) (国土交通省令第1条の2に規定する会社の場合には、) 関係会社(親会社、子会社及び関連会社)を明確に示す出資関係図、グループ一覧及び各社の全業務内容を記載した書面
- (7) これまでのマンションの管理又は再生に関する活動実績を記載した書面
- (8) マンション管理適正化支援法人登録申請に関する誓約書(様式第2号)
- (9) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (10) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (11) 前各号に掲げるもののほか、管理支援業務に関し参考となる書類

以上

様式第2号（第2条関係）

マンション管理適正化支援法人登録申請に関する誓約書

年 月 日

（宛先）下関市長

法人の名称又は商号

代表者の役職及び氏名

主たる事務所の所在地

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定によるマンション管理適正化支援法人（以下「支援法人」という。）の登録を受けるに当たり、下記の事項について誓約します。なお、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当法人が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

（誓約事項）

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配するものでないこと。
- 2 役員のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - ・未成年者（法定代理人がいない者又は法定代理人が次のいずれかに該当する者に限る。）
 - ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ・心身の故障により業務を適正に執行することができない者（当該者以外の役員によって管理支援業務を適正に執行することが可能であると見込まれる場合又は速やかに当該者に代わる者を役員として選任する場合を除く。）
 - ・暴力団員等
 - ・法に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

- 3 個人に関する情報の適正な取扱いの方法その他管理支援業務の適正かつ確実な実施の方法を具体的に定めた実施要領を策定するとともに、個人に関する情報の適正な取扱いその他管理支援業務の適正かつ確実な実施のための研修の計画を策定し、これに基づいて管理支援業務に従事する職員に対して研修を実施すること。
- 4 当法人が支援法人として管理支援業務を実施している期間において、当法人が管理支援業務を行う当該管理組合、管理者等（区分所有者を含む。以下同じ。）を相手方として管理支援業務を適正に実施するため、支援法人が管理支援業務以外で行う業務として適さない業務（以下「管理支援外業務」という。）を行わないこと。
- 5 当法人が支援法人として管理支援業務を実施している期間において、当法人が管理支援業務を行う当該管理組合、管理者等を相手方として、当法人に所属する役員の兼任先の法人が管理支援外業務を行わないこと。
- 6 当法人が支援法人として管理支援業務を実施している期間において、当法人に所属する会員事業者等をあつせんする場合には、当法人が支援法人として管理支援業務を行う管理組合、管理者等を相手方として、当該会員事業者等が管理支援外業務を行わないこと。
- 7 当法人及び当法人に所属する会員事業者等関係者は、取得した管理組合又は管理者等に係る情報を管理支援業務以外の目的で利用せず、本人の同意を得た場合を除き、第三者に提供しないこと。
- 8 当法人及び当法人に所属する会員事業者等関係者は、法第5条の4第1号又は第2号に掲げる管理支援業務を行うに当たって知り得た秘密について、秘密の保持を行うとともに、管理支援業務を中止した場合や管理支援業務を終了した場合には、当該秘密を記録した媒体、書類等を適切な方法により廃棄し、又は当該媒体、書類等の提供者に返還すること。

様式第 3 号（第 3 条関係）

マンション管理適正化支援法人登録通知書

第 号
年 月 日

様

下関市長



年 月 日付けのマンション管理適正化支援法人の登録に係る申請については、審査の結果適正であるので、下関市マンション管理適正化支援法人の登録等に関する事務取扱要綱（以下「要綱」という。）第 3 条の規定に基づき、下記のとおりマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号）第 5 条の 3 第 1 項に規定するマンション管理適正化支援法人として登録します。

記

- 1 登録年月日：
- 2 登録番号：下関市第 号
- 3 法人の名称又は商号：
- 4 代表者の役職及び氏名：
- 5 法人の住所（主たる事務所の所在地）：
- 6 管理支援業務を行う事務所の名称：
- 7 管理支援業務を行う事務所の所在地：
- 8 管理支援業務の内容：
- 9 登録に当たっての要件その他の事項：
 - ・要綱第 6 条の規定による事業の報告として、事業年度の末日までに、翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を提出すること。また、事業年度終了後、その終了した事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を提出すること。

以上

様式第4号（第4条関係）

名称等変更届出書

年 月 日

（宛先）下関市長

登録番号

法人の名称又は商号

代表者の役職及び氏名

主たる事務所の所在地

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の3第3項に定める事項を下記のとおり変更しますので、同条第4項及び下関市マンション管理適正化支援法人の登録等に関する事務取扱要綱第4条第1項の規定に基づき届け出ます。

記

1 変更予定年月日

年 月 日

2 変更する事項

☐ 支援法人の名称又は商号

☐ 住所又は代表者の役職・氏名

☐ 支援法人が管理支援業務を行う事務所の名称・所在地

3 変更の内容

・変更前

・変更後

※2 変更する事項 では、該当する□にレ印を記入してください。

様式第 5 号（第 4 条関係）

マンション管理適正化支援法人登録申請書に係る添付書類変更届

年 月 日

（宛先）下関市長

登録番号

法人の名称又は商号

代表者の役職及び氏名

主たる事務所の所在地

当法人が提出したマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号）第 5 条の 3 第 1 項の規定に基づく申請書に係る添付書類の内容に変更がありましたので、下関市マンション管理適正化支援法人の登録等に関する事務取扱要綱第 4 条第 2 項の規定により届け出ます。

記

- ☐ 1 定款
- ☐ 2 登記事項証明書
- ☐ 3 役員の氏名、住所及び略歴（生年月日、職歴等）を記載した書面
- ☐ 4 管理支援業務に関する計画書
- ☐ 5 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- ☐ 6 マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成 13 年国土交通省令第 110 号）第 1 条の 2 に規定する会社の場合には、関係会社（親会社、子会社及び関連会社）を明確に示す出資関係図、グループ一覧及び各社の全業務内容を記載した書面
- ☐ 7 これまでのマンションの管理又は再生に関する活動実績を記載した書面
- ☐ 8 マンション管理適正化支援法人登録申請に関する誓約書（様式第 2 号）
- ☐ 9 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- ☐ 10 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- ☐ 11 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類

※変更のあった添付書類の□にレ印を入れ、当該変更後の書類を添付してください。

様式第 6 号（第 5 条関係）

業務休廃止届出書

年 月 日

（宛先）下関市長

登録番号

法人の名称又は商号

代表者の役職及び氏名

主たる事務所の所在地

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号。以下「法」という。）第 5 条の 3 の規定により登録を受けた、マンション管理適正化支援法人としての業務を休止・廃止したので、法第 5 条の 7 第 1 項及び下関市マンション管理適正化支援法人の登録等に関する事務取扱要綱第 5 条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 休止・廃止年月日（年月日を記入し、休止・廃止のいずれかに○）

年 月 日 休止 / 廃止

- 2 休止又は廃止の理由

- 3 休止の場合の再開予定について

・ 予定有 / 未定 ※いずれかに○

・ 再開予定時期： ※予定有の場合に記入

様式第 7 号（第 8 条関係）

登録取消書

第 号
年 月 日

登録番号：

様

下関市長

下関市マンション管理適正化支援法人の登録等に関する事務取扱要綱第 8 条第 1 項の規定に基づき、下記の理由により、マンション管理適正化支援法人の登録を取り消しますので、同条第 2 項の規定により通知します。

記

登録取消年月日 年 月 日

登録取消の理由

様式第 8 号（第 9 条関係）

支援法人登録簿

登録年月日	登録番号	支援法人の名称	住所（主たる事務所の所在地）	代表者氏名	管理支援業務を行う事務所の名称	管理支援業務を行う事務所の所在地	備考

記載要領

- 1 登録年月日は、西暦で記載する。
- 2 登録番号は、登録年月日の古い順（同日の場合は、支援法人の名称の 5 0 音順とする。）に 1 から付番し、「下関市第〇号」と記載する。ただし、登録の有効期間（登録年月日から起算して 3 年）を満了した支援法人について、当該満了日の翌日を登録年月日とする新たな登録を行う場合にあっては、従前と同じ登録番号とすることができる。
- 3 住所（主たる事務所の所在地）及び管理支援業務を行う事務所の所在地については、当該所在地が山口県内であれば市町村名から記載し、山口県外であれば都道府県名から記載する。
- 4 下関市マンション管理適正化支援法人の登録等に関する事務取扱要綱第 5 条の規定による休止若しくは廃止の届出を受けた場合又は同要綱第 8 条第 1 項の規定により登録の取消しを行った場合は、当該支援法人について記載した行を削除し、当該行より下の行の記載を 1 行ずつ繰り上げる。ただし、同要綱第 5 条の規定による休止の届出を受けた場合であって、管理支援業務を再開する具体的な予定が当該支援法人にあるときは、行の削除を行わず、備考欄に休止中である旨を記載するものとする。